

令和元年9月

各位

門司税関業務部

## 通関業許可申請等における添付書類の一部省略について

令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、通関業法の一部が改正され、従来通関業の許可申請又は許可事項の変更手続き等における添付書類として、提出して頂いている通関業法第6条第1号に係る「東京法務局登記官の証明書（登記されていないことの証明書）」は9月14日（土）以降、提出不要になります。

以後、法第6条第1号に該当しない旨の証明については、「宣誓書（税関様式B第1080号）」を提出して頂くことになります。ただし、税関において必要があると認めるときは、精神の機能の障害に関する医師の診断書の提示を求める場合があります。

なお、通関業法第6条第2号に係る「市区町村長の身分証明書」は、引き続き提出が必要になります。

**【問い合わせ先】**

門司税関業務部通関業監督官

電話：050-3530-8371